



# 安全データシート (SDS)

## 1. 製品及び会社情報

昭和化学株式会社  
東京都中央区日本橋本町4-3-8

担当

TEL(03)3270-2701

FAX(03)3270-2720

緊急連絡 同上

改訂日 2018/02/07

SDS整理番号 07029930

製品等のコード : 0702-9930  
製品等の名称 : ギムザ染色液  
推奨用途 : 試薬 (顕鏡標本染色用)



## 2. 危険有害性の要約

### GHS分類

物理化学的危険性  
引火性液体 : 区分2  
自然発火性液体 : 区分外

健康に対する有害性  
急性毒性 (経口) : 区分5 【国連GHS分類】  
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分2A  
生殖毒性 : 区分1B  
特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露) : 区分1 (中枢神経系、視覚器、全身毒性)  
区分3 (麻酔作用)  
特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露) : 区分1 (中枢神経系、視覚器)

注意喚起語 : 危険

### 危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気  
飲み込むと有害のおそれ (経口)  
強い眼刺激  
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
中枢神経系、視覚器、全身毒性の障害  
眠気又はめまいのおそれ  
長期又は反復ばく露による中枢神経系、視覚器の障害

### 注意書き

#### 【安全対策】

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。 - 禁煙。  
容器を密閉しておくこと。  
容器を接地すること、アースをとること。  
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器などを使用すること。  
火花を発生させない工具を使用すること。  
静電気放電に対する予防措置を講ずること。  
ミスト、蒸気などを吸入しないこと。  
取扱い後は、よく手を洗うこと。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。  
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

#### 【応急措置】

吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
皮膚 (又は髪) に付着した場合 : 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。  
皮膚を流水、シャワーで洗うこと。  
眼に入った場合 : 水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
ばく露又はばく露の懸念がある場合 : 医師に連絡すること。

気分が悪い時は医師に連絡すること。  
眼の刺激が続く場合：医師の診断、手当てを受けること。

【保管】

日光を避け、容器を密閉し換気の良い冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「分類対象外」、「分類できない」又は「区分外」である。

### 3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別	:	混合物（アズール、エオシン、メチレンブルーのメタノール/グリセリン溶液）
化学名、製品名	:	ギムザ染色液 (英名) Giemsa's stain solution
成分および含有量	:	アズール、0.2% メチレンブルー、0.2% エオシンB、0.2% グリセリン、49.7% メタノール、49.7%
化学式または構造式	:	C15H16CIN3S C16H18CIN3S・3H2O C20H6Br2N2Na2O9 HOCH2CHOHCH2OH CH3OH
分子量	:	305.83 319.85 624.06 92.09 32.04
官報公示整理番号（化審法）	:	未設定 (5)-1995 未設定 (2)-242 (2)-201
C A S N o	:	531-55-5 61-73-4 548-24-3 56-81-5 67-56-1
危険有害成分	:	メタノール ・労働安全衛生法 通知対象物 政令番号 560 表示対象物 政令番号 560 危険物・引火性の物 有機溶剤中毒予防規則 第2種有機溶剤等 作業環境評価基準 作業環境測定基準 ・消防法 危険物第4類引火性液体 第一石油類、水溶性

### 4. 応急処置

吸入した場合	:	空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受ける。
皮膚に付着した場合	:	直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。 速やかに、皮膚を多量の水と石鹸で洗う。 皮膚刺激などが生じた時は医師の手当てを受ける。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
目に入った場合	:	直ちに、清浄な水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてからゆっくりF水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。 まぶたを親指と人さし指で広げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 次に、コンタクトレンズを着用して固着していなければ除去し、洗浄を続ける。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。
飲み込んだ場合	:	直ちに口をすすぎ、うがいをする。 大量の水を飲ませ、指を喉に差し込んで吐かせる。 意識がない時は、何も与えない。 気分が悪い時は、医師の診療を受ける。
予想される急性症状及び遅発性症状	:	吸入 : 咳、めまい、頭痛、吐き気、脱力感、視力障害 皮膚に付着 : 皮膚から吸収される可能性がある。 皮膚の乾燥、発赤。 眼に付着 : 発赤、痛み 経口摂取 : 腹痛、息切れ、嘔吐、けいれん、意識喪失。

他の症状については、「吸入」の項を参照。

## 5. 火災時の処置

- 消火剤 : 本製品は可燃性、引火性であり、燃焼しやすい。  
粉末、二酸化炭素、泡（耐アルコール泡）、水噴霧  
大火災の場合、空気を遮断できる泡消火剤が有効である。
- 使ってはならない消火剤 : 棒状放水（本品があふれ出し、火災を拡大するおそれがある。）  
特有の危険有害性 : 極めて燃え易い、熱、火花、火炎で容易に発火する。  
加熱により容器が爆発するおそれがある。  
火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。
- 特有の消火方法 : 引火性の高い液体及び蒸気。  
散水によって逆に火災が広がるおそれがある場合には、上記に示す消火剤のうち、散水以外の適切な消火剤を利用すること。  
引火点が極めて低い：散水以外の消火剤で消火の効果が無い大きな火災の場合には散水する。  
危険でなければ火災区域から容器を移動する。  
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。  
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。  
漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。  
風上から作業し、ミスト、蒸気、ガスなどを吸入しない。  
皮膚、眼など身体とのあらゆる接触を避ける。  
蒸気が多量に発生する場合は、水噴霧し蒸気発生を抑える。  
密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
- 環境に対する注意事項 : 河川、下水道、土壤に排出されないように注意する。  
回収、中和 : 乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。  
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて密閉できる空容器に回収する。  
大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材 : 危険でなければ漏れを止める。  
漏洩エリア内で稼働させる設備・機器類は接地する。  
蒸気抑制泡は蒸気濃度を低下させるために用いる。
- 二次災害の防止策 : 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。  
周辺の発火源を速やかに取除く。  
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

## 7. 取扱いおよび保管上の注意

- 取扱い  
技術的対策 : 裸火禁止、火花禁止、禁煙。強力な酸化剤との接触禁止。  
ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。  
指定数量以上の量を取扱う場合、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行なう。  
指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は消防法に基づく許可が必要で、危険物貯蔵所に保管する。  
指定数量の1/5以上、1未満（少量危険物）の場合も、少量危険物貯蔵所に保管し、法の規制を受け、最寄の消防署に届出を行う必要がある。  
指定数量の1/5未満の危険物の貯蔵・取り扱いについては届出の必要はない。
- 局所排気・全体換気 : 炎、火花または高温体との接触を避ける。  
安全取扱い注意事項 : 静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。  
本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。  
防爆型の換気装置を設置し、局所排気又は全体換気を行なう。  
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。  
屋外又は換気の良い場所でのみ使用する。  
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。  
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。  
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しない。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。  
取扱い後はよく手を洗う。  
眼に入れない。  
接触、吸入又は飲み込まない。  
屋外又は換気の良い区域でのみ使用する。
- 接触回避 : 炎、火花または高温体との接触を避ける。

保管	
技術的対策	: 保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作る。 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けない。 保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とする。 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設ける。 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
保管条件	: 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管する。-禁煙。 酸化剤から離して保管する。 容器は光のばく露や火気を避ける。 容器を密閉して換気の良い場所で保管する。 必要に応じ施設して保管する。
混触危険物質	: 酸化剤など
容器包装材料	: ガラスなど

## 8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	: 200ppm (メタノール)
許容濃度 (ばく露限界値、生物学的ばく露指標):	
日本産衛学会 (2017年版)	最大許容濃度 200ppm 260mg/m <sup>3</sup> 皮膚 (メタノール)
ACGIH (2017年版)	TLV-TWA 200ppm (メタノール) TLV-STEL 250ppm (メタノール)
設備対策	: 防爆の電気・換気・照明機器を使用する。 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。 排気用の換気を行なう。
保護具	
呼吸器の保護具	: 呼吸器保護具 (有機ガス用防毒マスク) を着用する。
手の保護具	: 保護手袋 (ニトリル製、塩化ビニル製など) を着用する。
眼の保護具	: 保護眼鏡 (普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型) を装着する。
皮膚及び身体の保護具	: 顔面用の保護具を着用する。
衛生対策	: 取扱い後はよく手を洗う。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など	: 青紫色の液体
臭い	: 特異臭
pH	: ほぼ中性 (6~7)
融点・凝固点	: -98 (融点) (メタノールのデータ)
沸点、初留点及び沸騰範囲	: >65 65 (沸点) (メタノールのデータ)
引火点	: 約18 12 (密閉式) (メタノールのデータ)
爆発範囲	: 下限 5.5vol%、上限 44vol% (メタノールのデータ)
蒸気圧	: 12.3kPa (20 ) (メタノールのデータ)
蒸気密度 (空気 = 1)	: 2.1 (メタノールのデータ)
比重 (密度)	: 0.99 0.7915 (20 /4 ) (メタノールのデータ)
溶解度	: 水に可溶。 エタノールに可溶。
オクタノール/水分配係数	: log Pow = -0.82/-0.66 (メタノールのデータ)
自然発火温度	: 464 (メタノールのデータ)
分解温度	: データなし
粘度	: 0.61mPa・s (20 ) (メタノールのデータ)

## 10. 安定性及び反応性

安定性	: 通常の条件においては、安定である。 光により変質する。
危険有害反応可能性	: 酸化剤と反応し、火災の危険をもたらす。
避けるべき条件	: 日光、熱、火源、裸火、スパーク
混触危険物質	: 酸化剤
危険有害な分解生成物	: 加熱分解により一酸化炭素、ホルムアルデヒド、窒素酸化物、硫酸酸化物、塩化水素などを発生する。

## 11. 有害性情報 (人についての症例、疫学的情報を含む)

【本製品の情報が無いため、アズール、エオシン、メチレンブルー、メタノール、グリセリンの混合物としてGHS分類】

急性毒性	: 経口 加算式の適用判定の結果、区分5とした (国連GHS分類)。 ただし、分類JISでは区分外である。 飲み込むと有害のおそれ (経口) (区分5)
------	--

- 経皮 メタノールと同様に区分外とした。  
 吸入（蒸気）メタノールと同様に区分外とした。
- 皮膚腐食性・刺激性：データ不足のため分類できない。  
 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性：加成性の適用判定の結果、区分2Aと分類した。  
 強い眼刺激（区分2A）
- 呼吸器感作性又は皮膚感作性：呼吸器感作性：情報なし  
 皮膚感作性：情報不足により分類できない。
- 生殖細胞変異原性：メタノールと同様に区分外とした。  
 発がん性：情報がないため分類できない。  
 生殖毒性：カットオフ値の適用判定の結果、区分1Bとした。  
 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ（区分1B）
- 特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）：カットオフ値の適用判定の結果、区分1（中枢神経系、視覚器、全身毒性）  
 区分3（麻酔作用）とした。  
 中枢神経系、視覚器、全身毒性の障害（区分1）  
 眠気又はめまいのおそれ（区分3）
- 特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）：カットオフ値の適用判定の結果、区分1（中枢神経系、視覚器）とした。  
 長期又は反復ばく露による中枢神経系、視覚器の障害（区分1）
- 吸引性呼吸器有害性：情報がないため分類できない。

参考【メタノール〔CAS No.67-56-1〕のデータ】

- 急性毒性：経口 ラット LD50 = 6200 mg/kg〔EHC 196 (1997)〕および9100 mg/kg〔EHC 196 (1997)〕から区分外と判断されるが、メタノールの毒性はげっ歯類に比べ霊長類には強く現れるとの記述があり〔EHC 196 (1997)〕、ヒトで約半数に死亡が認められる用量が1400 mg/kgであるとの記述〔DFGOT vol.16 (2001)〕があることから、区分4とした。  
 飲み込むと有害（経口）（区分4）  
 経皮 ウサギ LD50 = 15800mg/kg(DFGOT vol.16(2001)、PATTY(4th, 1994)) から、区分外とした。  
 吸入（蒸気）ラット LC50 > 22500ppm（4時間換算値：31500 ppm）〔DFGOT vol.16 (2001)〕から、区分外とした。  
 なお、飽和蒸気圧濃度は116713 ppmVであることから、気体の基準値で分類した。  
 吸入（ミスト）データがないため分類できない。
- 皮膚腐食性・刺激性：ウサギに20時間閉塞適用の試験で刺激性がみられなかった〔DFGOT vol.16 (2001)〕とする未発表データの報告はあるが、皮膚刺激性試験データがなく分類できない。  
 なお、ウサギに24時間閉塞適用後、中等度の刺激性ありとする報告もあるがメタノールによる脱脂作用の影響と推測されている〔DFGOT vol.16 (2001)〕。
- 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性：EHC、DFGOT及びPATTYに、ウサギを用いた試験で軽度ないし中等度の眼刺激性が認められたとの記述があるが（EHC 196 (1997)、DFGOT vol.16 (2001)、PATTY (4th, 1994)）、回復性については明らかな記述がないこと、及びヒトで角膜の障害、強度の結膜浮腫が一過性に認められている(DFGOT vol.16 (2001))ことから、区分2Aとした。  
 強い眼刺激（区分2A）
- 呼吸器感作性：情報なし  
 皮膚感作性：モルモットを用いた皮膚感作性試験（Magnusson-Kligman maximization test）で感作性は認められなかったとの報告〔EHC 196 (1997)〕に基づき、区分外とした。  
 なお、ヒトのパッチテストで陽性反応の報告が若干あるが、他のアルコールとの交差反応、あるいはアルコール飲用後の紅斑など皮膚反応の可能性もあり、メタノールが感作性を有するとは結論できないとしている（DFGOT vol.16 (2001)）。
- 生殖細胞変異原性：データ不足のため分類できない。  
 マウス赤血球を用いたin vivo小核試験（体細胞in vivo変異原性試験）において、吸入暴露で陰性〔EHC 196 (1997)〕、腹腔内投与で陰性〔DFGOT vol.16 (2001)、PATTY (5th, 2001)〕であった。  
 また、マウスリンフォーマ試験の代謝活性化（S9+）のみで陽性結果〔EHC 196 (1997)、DFGOT vol.16 (2001)〕はあるが、その他Ames試験〔EHC 196 (1997)、DFGOT vol.16 (2001)、PATTY (5th, 2001)〕やマウスリンフォーマ試験〔EHC 196 (1997)、DFGOT vol.16 (2001)〕やCHO細胞を用いた染色体異常試験〔DFGOT vol.16 (2001)〕などin vitro変異原性試験では陰性であった。
- 発がん性：新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による未発表報告ではラット・マウス・サルの試験で発がん性なしとしている〔EHC 196 (1997)〕。また、ラットを用いた8週齢より自然死するまで飲水投与した試験で、雌雄に頭部と頸部のがん及び雌に血液リンパ網内系腫瘍の発生

- が有意かつ用量依存的に増加したと報告されている（ACGIH(2009)）。しかし腫瘍の判定が標準的方法と異なり、動物の自然死後に行われていないため、評価あるいは比較が困難と考えられる。
- 以上の相反する情報により分類できない。
- 生殖毒性** : 妊娠マウスの器官形成期に吸入暴露した試験において、胎児吸収、脳脱出などが見られ〔PATTY (5th, 2001)〕、さらに別の吸入または経口暴露による試験でも口蓋裂を含め、同様の結果が得られている〔EHC 196 (1997)、DFGOT vol.16 (2001)〕。メタノールの生殖への影響に関して、証拠の重みに基づく健康障害としての科学的判断がなされ、ヒトのデータは欠如しているが動物による影響は明確な証拠があることから、暴露量が十分であればメタノールがヒトの発生に悪影響を及ぼす可能性がある結論されている〔NTP-CERHR Monograph (2003)〕。以上によりヒトに対して発生毒性が疑われる物質とみなされるので、区分1Bとした。
- 特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)** : 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ (区分1B)
- 特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)** : ヒトの急性中毒症状として中枢神経系抑制が見られ、血中でのギ酸の蓄積により代謝性アシドーシスに至る。そして視覚障害、失明、頭痛、めまい、嘔気、嘔吐、頻呼吸、昏睡などの症状があり、時に死に至ると記述されている（DFGOT vol.16 (2001)、EHC 196 (1997)）。また、中枢神経系の障害、とくに振せん麻痺様錐体外路系症状の記載（DFGOT vol.16 (2001)）もあり、さらに形態学的変化として脳白質の壊死も報告されている（DFGOT vol.16 (2001)）。これらのヒトの情報に基づき区分1（中枢神経系）とした。標的臓器としてさらに、眼に対する障害が特徴的であるので視覚器を、また、代謝性アシドーシスを裏付ける症状として頭痛、嘔気、嘔吐、頻呼吸、昏睡などの記載もあるので全身毒性をそれぞれ採用した。一方、マウスおよびラットの吸入ばく露による所見に「麻酔」が記載され（EHC 196 (1997)、PATTY (5th, 2001)）、ヒトの急性中毒に関する所見にも、中枢神経系の抑制から麻酔作用が生じていると記述されている（PATTY (5th, 2001)）ので、区分3（麻酔作用）とした。中枢神経系、視覚器、全身毒性の障害（区分1）
- 特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)** : 眠気又はめまいのおそれ (区分3)
- 特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)** : ヒトの低濃度メタノールの長期暴露の顕著な症状は広範な眼に対する障害だったとする記述〔EHC 196 (1997)〕や職業上のメタノール暴露による慢性毒性影響として、失明がみられたとの記述〔ACGIH (7th, 2001)〕から、区分1（視覚器）とした。また、メタノール蒸気に繰り返し暴露することによる慢性毒性症例に頭痛、めまい、不眠症、胃障害が現れたとの記述〔ACGIH (7th, 2001)〕から、区分1（中枢神経系）とした。なお、ラットを用いた経口投与試験で肝臓重量変化や肝細胞肥大〔PATTY (5th, 2001)、IRIS (2005)〕などの報告があるが適応性変化と思われ採用しなかった。
- 吸引性呼吸器有害性** : 長期又は反復ばく露による中枢神経系、視覚器の障害（区分1）  
情報が無いため分類できない。

## 12. 環境影響情報

【本製品の情報が無いため、アズール、エオシン、メチレンブルー、メタノール、グリセリンの混合物としてGHS分類】

- 水生環境慢性有害性** : メタノールと同様に区分外とした。  
**水生環境慢性有害性** : メタノールと同様に区分外と分類した。  
**オゾン層への有害性** : 本品はモンリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

### 参考【メタノール〔CAS No.67-56-1〕のデータ】

- 水生環境急性有害性** : 魚類（ブルーギル）での96時間LC50 = 15400mg/L（EHC 196, 1998）、甲殻類（ブラウンシュリンプ）での96時間LC50 = 1340mg/L（EHC 196, 1998）であることから、区分外とした。
- 水生環境慢性有害性** : 急性毒性が区分外であり、難水溶性でない（水溶解度 = 1000g/L（PHYSPROP Database））、ことから、区分外とした。また、オクタノール/水分配係数（log Pow = -0.82、-0.66（Ullmanns (E) (5th, 1995)）から、生物蓄積性が低いと推定される。
- オゾン層への有害性** : 本品はモンリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

## 13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物** : 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。都道府県知事などの許可（収集運搬業許可、処分業許可）を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付して

廃棄物処理を委託する。  
 廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。  
 必要に応じて、廃棄の前に可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。  
 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。  
 (参考) 燃焼法  
 可燃性の溶剤等と共に噴霧するか、又はケイソウ土、木粉(おが屑)等に吸収させて、アフターバーナー及びスクラパー付き焼却炉の火室で焼却する。  
 汚染容器及び包装 : 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。  
 空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

#### 14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 131

##### 国際規制

海上規制情報 (IMDGコード/IMOの規定に従う)

UN No. : 1230  
 Proper Shipping Name : METHANOL  
 Class : 3 (引火性液体)  
 Sub Risk : 6.1 (毒物)  
 Packing Group : II  
 Marine Pollutant : No (非該当)  
 Limited Quantity : 1L

航空規制情報 (ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う)

UN No. : 1230  
 Proper Shipping Name : Methanol  
 Class : 3  
 Sub Risk : 6.1 (毒物)  
 Packing Group : II

##### 国内規制

陸上規制情報 (消防法、道路法の規定に従う)

海上規制情報 (船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う)

国連番号 : 1230  
 品名 : メタノール  
 クラス : 3  
 副次危険 : 6.1  
 容器等級 : II  
 海洋汚染物質 : 非該当  
 少量危険物許容量 : 1L

航空規制情報 (航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う)

国連番号 : 1230  
 品名 : メタノール  
 クラス : 3  
 副次危険 : 6.1  
 等級 : II  
 少量輸送許容物件 : 1L

##### 特別の安全対策

危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。  
 危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。  
 危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。  
 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。  
 重量物を上積みしない。  
 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。  
 必要に応じ移送時にイエローカードを運搬人に保持させる。

#### 15. 適用法令

労働安全衛生法 : 名称等を通知すべき危険物及び有害物  
 (政令番号 第560号「メタノール」、対象重量%は 0.1)  
 名称等を表示すべき危険物及び有害物  
 (政令番号 第560号「メタノール」、対象重量%は 0.3)

(別表第9)  
 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)  
 第2種有機溶剤等  
 (施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)  
 作業環境評価基準、作業環境測定基準

化審法 : 優先評価化学物質 No.90(官報公示日:2012/03/22)  
 「メタノール」 評価対象;人健康影響

毒劇物取締法 : 非該当

消防法 : 危険物第4類 第一石油類、水溶性(法第2条第7項危険物別表第1)  
 指定数量400L、危険等級

化学物質管理促進法(PRTR法) : 非該当

船舶安全法 : 引火性液体類(危規則第2,3条危険物告示別表第1)

航空法 : 引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)

海洋汚染防止法 : 有害液体物質 Y類物質「メタノール」(施行令別表第1)

水質汚濁防止法 : 生活環境項目(施行令第三条第一項)  
 「生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量」  
 [排水基準]160mg/L以下(日間平均120mg/L以下)

大気汚染防止法 : 特定物質(政令番号:政令第10条第6号)  
 「メタノール」

輸出貿易管理令 : 別表第1の16項(キャッチオール規制)  
 HSコード(輸出統計品目番号、2018年1月1日版):3822.00-000  
 第38類(各種の化学工業生産品) 「理化学用の調製試薬」

16. その他の情報

(注)本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

参考文献

化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ	化学工業日報社
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ	化学工業日報社(2007)
化学物質の危険・有害便覧	中央労働災害防止協会編
化学大辞典	共同出版
安衛法化学物質	化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版
化学物質安全性データブック	オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版
化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修 中央労働災害防止協会編
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances	NIOSH CD-ROM
GHS分類結果データベース	nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
GHSモデルMSDS情報	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2012に準じ作成しています。